

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和5年8月24日 午後 1時23分 開 議

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博一
委員	服部栄一

欠席委員

なし

委員外委員

なし

出席説明者

教育委員会教育長	井坂庄衛
教育部長	坂本重男
学校教育課長	仲澤勤
市民部長	根本和幸
市民課長	小山久生
保健福祉部長	幕内浩之
健康増進課長	田中英昭
社会福祉課長	山口浩史
子育て支援課長	関克明
介護長寿課長	川原場宗徳

出席書記名

議会事務局 宮城恭子

## 議 事 日 程

令和5年8月24日（木曜日）午後 1時23分 開 議

### 1. 開 会

### 2. 事 件

- (1) 学校給食における異物混入事案にかかるその後の経過・対応等について
- (2) 学校プールにおける児童足裏の赤い斑点のような傷の発生事案に係るその後の経過・対応等について
- (3) 学校給食費の改定について
- (4) (仮)通学用自転車レンタル事業について
- (5) 下稲吉中学校屋内運動場新築工事進捗状況について
- (6) 勤労青少年ホーム及び稲吉児童館の閉館について
- (7) 旧霞ヶ浦保健センターの解体について
- (8) 新型コロナウイルスワクチン接種について
- (9) 市社会福祉協議会職員の給与規程に反した事案の経過について
- (10) 市立保育所運営計画（案）について
- (11) 市立保育所における不適切な事案について（報告）
- (12) かすみがうら市敬老祝い金の見直し検討について
- (13) 福祉館運営協議会委員の推薦について
- (14) 学区審議会委員の推薦について
- (15) その他

### 3. 閉 会

---

開 会 午後 1時23分

#### ○久松公生委員長

それでは、定刻より早いのですが、始めさせていただきますと思います。

改めまして、こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日、教育長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

#### ○教育長（井坂庄衛君）

皆さん、こんにちは。

本日は何かとお忙しい中、文教厚生委員会を開催していただきありがとうございます。

小中義務教育学校につきましては、夏休みも残り少なくなってまいりましたが、8月になり新型コロナウイルス感染症が増加傾向になっております。引き続き、感染症拡大防止に努めながら、児童・生徒の健全な学校生活の機会を確保してまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

さて、本日は、学校給食における異物混入事案に係る、その後の経過・対応等についてのほか、13件についてご審議いただくことをお願いしております。委員の皆様には、今後の本市行政遂行へのご助言も含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

#### ○久松公生委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、宮城係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、（１）学校給食における異物混入事案に係るその後の経過・対応等についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

それでは、内容につきまして、学校教育課長のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、事件の１番、学校給食における異物混入事案に係るその後の経過・対応等について、説明をさせていただきます。

この事件につきましては、本年６月２０日の全員協議会で報告させていただいたものの、その後の経過と対応についてでございます。

１の経過の概略でございますが、確認といたしまして、この事案は本年６月９日１３時過ぎに、給食の片づけを終わりました調理員が休憩室で給食を食べていた際に、そのうちの１名のパンの中からつまようじが２本出てきたというもので、パンはちぎって食べていたため大事には至らず、健康被害もなかったと。また児童・生徒につきましても給食は終了しており、その他の給食から同様のつまようじが出てくる案件はなかったというものでございます。

この事案が、本年６月１２日に本課のほうに報告が入りまして、その後、給食の調理業者や発注先の事業者並びに製造業者などに、聞き取り調査などを開始したものでございます。

また、同日にはマチコミメールにて保護者に通知するとともに、プレスリリース並びに市議会のほうにも報告をさせていただいたものでございます。

その後、６月１３日、１９日には、保護者宛てに６月分の学校給食のパンの停止とご飯食に変更すると、その旨の通知をしております。また、６月３０日においては、７月分についてもパンの停止を決定し、ご飯に変更するという旨を通知しております。

２の健康被害についてでございますが、児童に配膳されたパンの中には事案のようなものはなく、健康被害もなかったというものでございます。

３の異物混入の原因につきましては、教育委員会に報告以降、事業者等へ聞き取りや、学校へ現地調査を行いました。つまようじが混入した形跡やパンなどを確認する中で、本件のような事態が発生するということは考えにくいというようなことで調査は行ったのですが、最終的に原因特定には至らなかったというものでございます。

今後の対応策といたしましては、本市の教育委員会としては、先ほど申し上げましたが、夏休み前までの給食のパンについては全部停止し、ご飯食へ切り替え、また製造業者でございますが、そちらでは万が一の混入防止について、不要なものを持ち込まないような体制ということで、作業ズボン等の検査と注意喚起ならびに製造機器についての点検等を実施して行っているものでございます。

ただ、この製造業者から７月１３日に発注先でございます学校給食会を通じまして、本市への納品を今後辞退したいという旨の申し出を受けてございます。

そのほか、調理業者の報告が週明けになったということで、この重大性に鑑みまして、毎日の喫食終了後に、異物混入の有無の報告を行うとともに、事案があった場合は速やかに学校、教育委員会へ報告する体制ならびに社員の研修等を実施しているものでございます。

また、学校におきましては、学校の中から給食の配膳室に入る際の鍵等の管理について、一部問題もあったので、その辺の徹底について指導をしてございます。

また、今後のパンの再開についてでございますが、現行の製造業者から納品辞退の申し出を踏まえまして、発注先業者に確認をしたところ、県内の製造業者2業者が納品可能であるということで提案を受けまして、発注から納品に係るまでの調整期間を考慮いたしまして、納品は10月以降と決定してございます。そのため、夏休み明けの9月分につきましては、市が独自で探しました千葉県の製造業者になりますが、これこちらから納品を受ける形として、9月から再開したいと考えてございます。

なお、保護者に対しましては、その旨を今月マチコミメールで通知して、周知してございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

先ほど1つ、4番目のところの業者が本市への納品を辞退する旨の申出があったというところの説明がなかったような気がするんですけども。

○学校教育課長（仲澤勤君）

7月13日に、製造会社のほうから学校給食会へということで、発注元を通じて本市への納品を辞退すると申し上げたところではあったのですが、これにつきましては、前段その前に、学校給食会と7月上旬に打合せを持った折に、今後の対応策ということで、先ほどのパンの製造業者から、今後の改善点ということで説明したかと思うんですが、これ以上のものをこちらからも提案して、実際には受け入れてもらえなかったというか、辞退されてしまったというような形となっております。

○設楽健夫副委員長

どういう申し入れを行ったのか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

製造業者に対しては、こちらから申し入れした内容につきましては、1つは作業の工場内に入るときの管理体制ということで、そこを第三者というか管理者が管理していただきたい。もちろん検査等のチェック体制を整えてもらいたいということと、もう一つは、その製造工程の中に監視カメラ等を入れてもらえないかというお願いをしてございます。

○久松公生委員長

大丈夫ですか。

○設楽健夫副委員長

後で。

○久松公生委員長

他にございませんか。

○櫻井繁行委員

設楽副委員長のほうからもいろいろあり、その原因を調べたけれども、結局原因究明には至っていない。本市からそのパンの業者へさらに強く要望をしたが、それも受け入れてもらえず、ちょっと表現が偏ったら申し訳ないですけども、そんな要望に応えなきゃいけないのなら、もう納品しませんよ、み

たいな形にも聞こえるのですが、これは結局、何の原因も至っていないし、子どもたちに被害がなかったからよかったねで済む問題じゃないような気がして、何かすごい市の対応なのか、パン食を提供する業者のほうの対応なのか、何か全てが中途半端というか、歯車が全然かみ合っていないくて、何かあったらかすみがうら市に納品しませんで済む問題なのでしょうか。何かすごく聞いていて疑問というか、不信感というか、またこういうケースが必ず出てきますよね。これ今度、千葉の業者から納品ということですけども、まだその後聞いたかったのは、また今度コストなんかも変わってくるでしょうし、今はかすみがうら市の近くのパン工場。何か、そういうところ一つ一つが腑に落ちないんですけども、どうなんですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今回の事案で一番の被害者というのは、実際はこれパン屋さんだとも思うんですよ。子どもたちがパンを食べられなかったという当然機会もありますが、実際には、直接的にパン屋さんは、かすみがうら市に納品できなくなってしまったということがあって、本来であれば、そこが警察に被害届等を出して調査すべきなのが一番スタンダードなのかなと考えるのですが、そこがその製造業者においてはやらないということであったわけです。

本市としては、極端な話、パンの製造が市として求める管理体制ができないのであれば、そこを市がやめて別な業者を選定するという手も一つあると思うのですが、あと個別にその製造業者に市がお願いしているのではなくて、学校給食会というところを通じて、それをやっている関係もあるので、学校給食会にお願いをして調整していただいていたということもございます。

その中で、私どもが直接は発注先である学校給食会に改善点というのをお願いした、それが製造会社に伝えた段階でそういう今のような回答が出たということで、今度は学校給食会のほうで、かすみがうら市は今度は違う会社から納品させますということで、今、櫻井委員から価格という話があったかと思うんですけども、実際はある程度金額というのは、学校給食会の中で共通の単価が定められているので、別な事業者から納品されても基本的に単価は変わらないというのが原則です。この基本単価というのが定められているというところは変わらないのですが、特殊パンということで、物によっては若干の差はあったりします。

○櫻井繁行委員

業者も被害者と今課長はおっしゃっていたけれども、今日は委員会で会議録も残るし、憶測の話はできないところだけでも、工程ではそういった事実は確認できていない、パンのビニール袋も穴が空いた形跡がないのでしょうか。開けたときに誰かが入れたのか、とかそういったところも考えられると思いますが、この調理員さんに対しての聞き取りというのは、本市としてはどういう対応で行ったのですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

調理員に対しては、7月に入ってからですが、実際にその給食を食べていたという3名の調理員に集まっただけで聞き取りを、学校で行ったわけですが、その中では、当人が入れたというか、実際に、パンとそのように付着している状態を確認しますと、出来上がったパンに刺したものではないような感じでありました。私どもは、製造工程の中で入って、焼き上がったものを食べているときに発見したのかなという感じを受けました。実際には、そのパンが6月9日に発見して、6月12日に報告があって、現物を見たのは翌日の13日だったと思うのですが、確認した時には、そういった写真での報告があったので、当日12日に撮った写真で見た段階のようにパンが付着しているような状態であったということから、その調理員が食べているときに刺したものではないというような判断、またその実際に3人が同時に食べていて、おのおのに確認したときの状態ではそういった感じは受けなかったというものです。

○櫻井繁行委員

今日は案件も多いのでこの程度にしますけれども、やはり6月9日にそういう事件・案件が発生して7月過ぎに調理員さんへの聞き取りというのは、だいぶ1か月程度たってからの対応というのは遅いじゃないですか。やっぱりそういう対応で全員協議会でも報告をするかもしれないが、多分ほかの議員からもそういう意見が出るかもしれない、やっぱりあったことに対しては、あつてはならないことで、あった事実を真摯に受け止めて、しっかり迅速に対応することが足りなかったと思うので、今後、こういうことがないことを望みますが、学校教育課は、多種多様な問題を抱えていて、その後もいっぱいあるので、大変だと思うのですが、しっかりと努めていただきたいと思います。最後にもう一点、それは要望ですけども、給食室の鍵の問題について、少し課長がおっしゃっていましたが、それを最後に詳しく聞かせていただきたいと思います。

○学校教育課長（仲澤勤君）

実際に給食というのは、給食を作って配膳室というところで学校側から取り出せるような位置に給食調理員が持って行って、そこから児童・生徒が担任等々とともに一緒に持っていくという場所の鍵の管理です。それについて実際に学校に訪問した際に、通常施錠はされているんですが、その鍵が職員室とかに保管されているのではなくて、その近くの教室の児童・生徒がすぐに届くような位置ではないんですが、そういった場所に置かれていた。それというのは、取りに来たクラスごとに、そこで鍵を開けやすいような位置に置いてあったということで、裏を返すと、悪意を持ってやろうとしたときに、誰かがその鍵を取って開けることが可能だということも判断できたので、その鍵の管理については徹底してほしいということで、学校に通知をさせていただきます。

○久松公生委員長

ほかにご質問。

○櫻井繁行委員

やっぱりそれはまずい状態だったと思うので、しっかり対応してほしいのと、書面で出すのも必要でしょうけれども、やはり現地を確認することも大事だと思うので、市内にほかにも学校、千代田義務教育学校がありますし、もう一度再検討というか確認をする意味で、ほかの給食室の状況も確認をして、もちろん書面で出すのも保存することも大事でしょうけれども、一度職員さんのほうで確認をして、そのほかそういったことがないように、市内全域でしっかりと確認をしていただきたいと思います。いかがですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

ただいまの対応につきましては、書面で実際に学校長宛てに通知をさせていただきます。以降、その管理体制が改善されたのか、ちゃんと適正に行われているのか、ちゃんと管理していきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

市内全校しっかりやってください。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

今の報告の中で、学校給食会という組織が出てきましたよね。この事件の調査の依頼だとかそういうものは学校給食会に行ったのですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

最初の初期の段階ということで、まずパンに入っていた異物混入ので、当然その発注先ということで、発注しているのは学校給食会なものですから、そちらに調査・報告の依頼をかけてございます。これは調理員も同様でございまして、調理員も直接雇用ではないので、今別な会社に調理委託しているのです、その会社に対して緊急、即な報告というのを求めて、12日の段階で即座にそれに対応はしてございます。

○設楽健夫副委員長

そうすると、業者の選定だとか、あと業者がもう納めませんよという話も、学校給食会を通して当市に話があったというふうには理解していいですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

そのとおりでございます。

○設楽健夫副委員長

ちょっと非常に不明な点がたくさんあるけれども、一番大事なのは、給食を食べている子どもにけががないようにと、あるいは事故がないようにというのが基本になります。ここで一番最初に調理員がちぎって食べていたから、けがなきに終わったというふうにありますけれども、これ以降、まだ原因もはっきりしていないことからすると、子どもたちに給食の食べ方とか、そういうことの指導はどのようになっていますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

一度学校で聞いた話ですが、担任の先生からパンはちぎって食べるようにということで指導されたという児童の話は聞いたことはありますが、個別にこちらからパンの食べ方について特段の指導をしたという経過はございません。

○設楽健夫副委員長

この調理員がパンをちぎって食べたから、事なきを得たわけですから、子どもに対して、今後も可能性はありますから、ちぎって食べたり、ほかの食べ方もあれば、子どもたちに事故がないように徹底していったほうがいいと思うんですけれども。

○学校教育課長（仲澤勤君）

食べ方等について、ちょっとどういったものがあるのか検討させていただきたいと思います。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、（２）学校プールにおける児童足裏の赤い斑点のような傷の発生事案に係るその後の経過・対応等についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課長から説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、事件の（２）でございます。

学校プールにおける児童足裏の赤い斑点のような傷の発生事案に係るその後の経過と対応等についてでございます。

当事案は、令和５年６月３０日から７月５日にかけて、霞ヶ浦南小学校のプールで発生した事案でござ

います。

初めに、発見等の経過概要でございます。

当事案は、令和5年7月5日の1時間目、2時間目の時間中に、霞ヶ浦北小学校の6年生の担任が出血している児童を発見し治療、また、学校に帰った後、ほかの児童にけががないかを確認したところ、9人の児童に同様の写真1にありますような赤い斑点のような擦り傷が発生していたため、同日予定していました3時間目以降の授業を中止して、学校教育課のほうに報告があったものでございます。

報告を受けた本課といたしましては、前日まで授業を行っていた各校に聞き取りを行いまして、その中で霞ヶ浦南小学校でも、前日7月4日に同様の事象を受けた児童が6名いたという報告でございました。また北小学校でも改めて確認したところ、6月30日の授業においても2名の児童が同様の症状を発症していたものでございます。また、霞ヶ浦中学校につきましては、同様の事象の発生者はありませんでした。

総数は、表にあるとおりの人数でございます。17人ということになってございます。

事象の状況につきましては、7月5日、報告を受けた同日に霞ヶ浦北小学校に出向きまして、目視とともに患部の写真等を確認いたしまして、その症状等を確認してございます。その児童のほとんどは保健室で対応して応急処置を行って、その後の授業には支障はなかったと聞いてございます。

また、6月6日には、同校の学校医のほうに撮影した写真をお見せしまして相談をしたところ、薬剤や感染症による受傷ではなく接触ということで、いわゆる擦り傷のような可能性が高いだろうということで意見をもらってございますが、まずはしっかり専門医で確認してくださいということでした。

なお、霞ヶ浦南小学校のうち1名は実際に病院で受診しており、学校医の、先ほどの擦り傷というような同様の診断を受けているものでございます。

また、発生の原因につきましては、7月6日に検証のため、事故のあったプールにおきまして本課の職員並びに南小学校の教員で、高学年が使う大プールのほうを調査・検証していたところ、1時間程度歩行していたところで、児童に発生した症状と類似の擦り傷が発生した者が出ました。このことから、別紙の3でございますが、プールの床面でございますが、白くざらざらになっているというような、このことによって足裏がこすれて発生したものと考えております。このざらつきにつきましては、今年度初めて現れたもので、低学年用の小プール、あと高学年用の大プールといずれにも同様の症状、現象が発生しております。両方からけが人が出たというのは、やはり同じような状態にあったという判断でございます。

このざらつきにつきましては、実際に本年5月に今年のプールを始める前の清掃時に発見をしておりました。実際にこのざらつきの物質の成分検査を行ったところ、炭酸カルシウムということであると判断が出ました。これは人体に影響のないもので、一般的なプールにおいても発生しているという旨の報告を受けておりましたことから、プールの使用は問題ないと判断して、今年度授業を開始したものでございます。

また、当該プールで使用してございます薬剤は、殺菌消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムとろ過材である珪藻土、あとプールに発生した際に青ヌル等を除去する洗浄剤としてのマグクリーンということで、これが水酸化マグネシウムとなります。

この使用薬剤から考えられるカルシウム分の固着の原因につきましては、昨年度は通常の年よりもジュニアスイミングスクールを開催した関係で3週間程度、実際、使用期間が長かったわけですが、そのプール使用後も学校のプール担当者がろ過機を停止せず、次亜塩素酸ナトリウムのほうが自動的に投入され続けていたということでアルカリ性の濃度が高くなっていたところに、さらに青ヌルの除去剤であ

りますマグクリーン、こちらをまたその状態の中で投入してしまったことによりまして、かなりのアルカリ性濃度が高くなってしまったということで、水道水中のカルシウム分、こちらが析出して固着物が発生したと考えてございます。

この調査結果につきましては、マグクリーンの販売会社やプールの製造会社に確認したところ、他の施設においても同様の類似事案というのが見られるという見解を受けてございます。

改善策につきましては、これまで霞ヶ浦南小学校のプールの維持管理の際には、本課の職員が口頭で指導を行ってきたわけですが、このため管理作業に伝達不足や認識不足、こちらが発生した可能性が考えられます。このことから、プール管理を行う者が統一した管理を行えるようにマニュアルの作成を進めてまいります。併せまして、毎年のプール授業の開始前には調整会議というのを開きまして、本課の職員も参加しまして、ろ過機や薬剤の管理・使用、さらにはプール授業終了後の施設の維持管理について、再度確認、指導を行っていきたいと考えてございます。

当該のプールの再開につきましては、現在はもうプールの水を抜いて清掃が終わり、実際9月に向けて水を張っている状態でございます。清掃作業を行いましたことによりまして、写真の3の1番、底面がきれいに白いざらつきのようなものが取れて、足裏の擦れるような感覚もなくなっているというような状態でございます。

霞ヶ浦南小学校、北小学校におきましては、7月6日から7月20日ということで、夏休み前までにプールの授業が行われるわけだったわけですが、それが全て中止になったということで、その代替授業を9月に実施してまいりたいと考えてございます。また、霞ヶ浦中学校におきましては、6月中にプールの授業は全部完了しておりますので、こちらの授業は行わないということでございます。この内容につきましては、対象校の保護者に対しまして、マチコミメールを通じまして報告をしているものでございます。

説明は以上でございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

こちらの事件に関しては、そのプールの底のざらつきの原因は、塗装剥がれとかの経年劣化ではなくて、マグクリーンという水酸化マグネシウムが蓄積されて、表面のざらつきの原因になっているという解釈でよろしいですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

マグクリーンのマグネシウム成分ではなくて、水道水中に含まれるカルシウム、成分が炭酸カルシウムということで、資料の別紙の2にございますが、こちらの中で成分分析の結果、固着物は炭酸カルシウムであると推定できるということです。そちらの報告データの成分ということで、こちらについて、カルシウム分というのが水道水中のカルシウムしかないのがそれが原因であるとし、アルカリ濃度が高くなったことによって析出、水から抜け出してプールの底に、ここはFRPのプールなので、そもそもつるつるなんですけど、そこに長期間というか昨年のプール使用から今年5月までの間に蓄積して固まってしまったという見解でございます。

○櫻井繁行委員

単純に清掃不足が原因だという解釈でよろしいですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

考え方、その状態が、5月の段階で当然原因知っていたわけですから、その時点でそれに問題があると考えて清掃していれば、今回の事案は発生しなかったとも言えなくはありません。ただ、実際にそのざらつきが水に濡れた状態のときに、実際に職員も清掃を行っていたわけですが、ここまで実際に足の裏が擦れるほどの感覚というのは受けていなかったということで、その認識の甘さというのは確かにあったかもしれません。

今後はそういったものを含めて、あの状態であるところのような事象が発生するということが確認できましたので、今後は清掃作業も徹底して行っていきたいと考えています。

○櫻井繁行委員

しっかり要は清掃不足ですよ、4日間清掃してきれいになったわけだから。その認識の甘さと課長はおっしゃったけれども、そこはしっかり徹底してほしいことと、このプール管理は実際に誰がされていたんですか。市内の学校のプール管理はどのような状況になっているのですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

南小学校のプールということで、これ実際に学校のプールでございますので、南小学校が管理している体制になっています。

○櫻井繁行委員

教職員ですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

そうです、教職員の方です。

○櫻井繁行委員

そのほかの市内のプールの管理というのは、あくまでもその施設、プールを所有している学校の教職員が全部管理をしているという認識でよろしいですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

市内のプールに関しまして、ほかの学校にもございますが、そちらについても、その学校が管理しているものでございます。

○櫻井繁行委員

この程度にしますけれども、市内に周知徹底するのも必要で当たり前だと思うけれども、千代田義務教育学校の場合は、第1常陸野公園のB&Gのプールですよ、前期課程、後期課程の児童・生徒の皆さん、そちらの管理とそちらへの周知というのは、どういうふうになっているのか、お伺いします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

現段階では、所管が当課ではないのですが、その状況等も周知して、同じような状態であれば今回のような事象が発生するということが分かりましたので、その辺の情報の共有というのは図っていくようにしたいと思います。

○櫻井繁行委員

じゃ、まだしていないということですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

特段の周知というのは、直接的にこういうことがあったので改善を求めるといえるか、注意してくださいというのは周知をしております。

○櫻井繁行委員

なぜですか。考え方、捉え方は一緒なんじゃないですか。だって、学校、教育課所管が小学校、中学校とB&Gは違うという考え方かもしれないけれども、使っているのは児童・生徒ですよ。体育の授

業でプールを使うのは同じ条件じゃないですか。何でそういった横の連携をかすみがうら市は取れないのですか。部長、教育長、どうですか、これ。

○教育部長（坂本重男君）

今課長のほうから答弁で、共有していなかったというようなお話をしたところですが、第2常陸野のB&Gのプールは……

○櫻井繁行委員

第1常陸野公園になります。

○教育部長（坂本重男君）

失礼しました、第1第1常陸野公園ですね。スポーツ振興課が所管で、管理の委託を業者に発注しまして、施設の管理運営は委託業者のほうで期間を設けて管理していただいているような状況でございます。千代田義務教育学校の児童・生徒は、そちらのプールを使って授業を受けていただいているというようなことでございます。

今回起因となったのは、マグクリーンというような薬剤を学校教育課のほうの施設管理の中で導入していたという経過がございましてということですが、今後……

○櫻井繁行委員

分かりますけれども、なぜ横の連携を取れないのかという話を。

○教育部長（坂本重男君）

改めてそういったものについては情報共有しながら、同じような事象が発生しないように、今後共有してまいりたいと考えております。

○櫻井繁行委員

そうですね、絶対清掃はしたけれども、そこまでひどくなることはないだろうと。想定外のことが起きているわけですから、起きてしまったことを、とやかくけちつけるとか文句を言うつもりはないけれども、やはり再発防止というのは、子どもたちの安心・安全につながりますから、必ずしていかなきゃいけないことなので、所管が違うとか、それは言い訳になってしまいます。厳しく言わせていただくと。結局、また千代田義務教育学校でB&Gは委託していますから、そちらの業者に任せています、じゃ、責任の所在はどこになるのと、結局堂々巡りになっちゃうじゃないですか。やっぱりそれはそれとして、学校教育課が一步リードを取って真摯に受け止めて、千代田義務教育学校もB&Gをプール授業で使っているわけですから、やはりそういったことを伝えて、こういった案件があるので、より清掃を周知してくれとか、それはやっぱりしかるべき処置だと思いますので、それ以上はやめますけれども、ぜひ徹底していただきたいと思いますし、教育長からもしっかりそういったところは周知をして連携を取れるような状況というか、そういう体制づくりをぜひ職員さんの中でもつくってほしいと思います。いかがですか、教育長。

○教育長（井坂庄衛君）

連携が取れていなかったということは事実だと思うので、今後本当に改正しなければならないし、子どもたちの命を預かっている学校としては当然の対応なのかなと、今思っております。よろしくお願ひします。

○櫻井繁行委員

ぜひお願いします。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

#### ○設楽健夫副委員長

今回のこの凝固物が発生したという原因は、ここにはっきり述べられていますよね。水道の次亜塩素酸ナトリウムとマグクリーンの化学反応によって凝固物ができた。なぜそうなってしまったのかということについては、次亜塩素酸ナトリウム、これの投入もある一定期間の時間を置いてからマグクリーンを投入しなければいけなかったものを、今回は次亜塩素酸ナトリウム、水道水を学校の担当者が流しっぱなしにしてしまっ、そこにマグクリーンを入れたためにこういう化学反応が起きてしまったということですね、ここに書いてある内容は。そうすると、これはもうはっきり管理不足になりますよね。ほかでもそういうふうになっていると。報告を見ると、次亜塩素酸ナトリウムと水道水を流しっぱなしにしてマグクリーンを入れた場合にはこういう現象が起こるといふように書いてありますよね。

そうなってくると、今回の原因はそういう次亜塩素酸ナトリウム、水道水の消毒液、それを止めてから何週間は止めておくということがルールとしてあるわけですね。それを学校の先生か誰かが学校側が開けてしまったと、弁を、マグクリーンを入れてしまったというところから発生しているわけですから、マニュアルを作成するときに、はっきり今回の凝固物がなぜできたのかという化学的な分析をしつかりと書いて、時間的に次亜塩素酸ナトリウムを停止してから何日後にマグクリーンは投入すると。そしてその管理は今回のように学校が入れてしまった、教育委員会等が知らないところでそういうことが起きてしまった。そういう意味では、ここに一元管理といふように管理の方法は書いてありますけれども、原因とその後の管理の中で重要な問題がありますから、その点をしっかりとマニュアル化して、反省点としては、やはり教育委員会と学校管理者、その連携が実際は教育委員会が全部管理していればよかったのですが、そこに学校管理者が弁を開けてしまうという事態が発生したために発生しているので、その辺ははっきり今後の再発防止策ということで、原因、化学反応がなぜ起きたのか、今後一元管理としてこういうふうやっていくということをもう少しははっきり整理していったほうがいいんじゃないですか。

#### ○学校教育課長（仲澤勤君）

先ほどちょっと説明したのですが、当然その原因というのがあって、こちらの固着物が発生したということで、今まで口頭指導のみでそのマニュアル化されていなかったと申し上げたわけなんです、そのことから今度は統一してできるようにマニュアルを作成しますので、今、設楽委員からも言われたとおり、その中にその原因、こういうときにはこういうことが発生する等を記載して、間違いが起きないような管理体制というのを構築していきたいと考えてございます。

#### ○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

#### ○服部栄一委員

次亜塩素酸ナトリウム、あの固着物、口に入る水道水に入る場合、プールに使う場合、かなり濃度を高くしていると思うんですね。この固着していたコースラインの上になっていますけれども、やっぱりFRPで固着するのと違って、何か違う材質じゃないですか、このコースラインのところ。これ何かな。

#### ○学校教育課長（仲澤勤君）

写真がすみません、写りが悪くてあれなんです、コースラインのこの少し黒い部分のほうが白い斑点が目立つのでそのように見えていますが、これ全面にびっしり付いています。同じになって全面ですので、清掃作業はもう全部そのラインに問わず、全面で実施してきれいにしてございます。

#### ○久松公生委員長

ほかにご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

次に、(3)に移ります。

学校給食費の改定についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課長のほうから説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、(3) 学校給食費の改定についてご説明をいたします。

初めに、学校給食費についてでございますが、こちらにつきましては、学校給食法第11条に規定されております。

本市では、学校給食に要する経費のうち、この備考欄にございます管理運営に要する経費の部分は学校の設置者ということで本市のほうに負担しております。その以外の部分ということで、食材に係る部分、このみを保護者負担としているのが本市のやり方でございます。

現行の給食費は、かすみがうら市の学校給食徴収規則第4条に規定されておまして、月額で小学校の児童が4,100円、中学校生徒及び教職員等が4,600円ということでございます。また1食あたりは小学校が240円、中学校が270円となっております。

次に、2の学校給食改定の理由でございますが、皆様ご存じのとおり、食材の高騰が最も原因でございます。本市では、平成26年、消費増税の際に給食費の値上げを行って以来、給食費の値上げは行ってございません。それ以降は、職員等の創意工夫ということで何とか乗り切ったわけでございますが、ここ数年来の食材のほうの上昇ということで、これにもう耐えられない状態となったというのが主な原因でございます。こんなようなことを鑑みまして、栄養バランス等を考えた給食提供が限界を来しているということでの値上げでございます。

次に、その給食費の値上げの試算と改定の案でございますが、3番目でございます。

(1)の食材費の購入内訳ごとの価格の変遷でございます。

主食と牛乳代値上がりすることで、副食費、おかずの部分が減っているというのが、この表を見てもらうと分かるかと思えます。

このことから、(2)でございます物価上昇に伴う1食当たりの学校給食費の試算では、主食プラス牛乳、こちらが令和3年から令和5年を比較しますと、小学校で11.06円値上がりしてございます。中学校だと11.67円値上がりしているわけでございます。その給食費の総額は変わらないので副食分が減るということでございます。また、これに副食分について、物価上昇ということで、先ほどの消費者物価指数の令和3年から令和5年までの上昇部分というのが11.6%とございますので、そちらの上昇部分を副食費にも掛け合わせまして、これで導き出されたものが小学校では270円、中学校で300円ということを出してございます。

また、これに年間の給食提供回数というのが、令和5年、今年が197回でございます。これを掛けまして、8月分の給食は徴収しませんので、11か月で割るといたしますと、小学校で約4,800円、中学校で5,300円となりますことから、その差額分の700円というのを今回値上げしたいと考えたものでございます。

また、改定の時期につきましては、本年10月1日を施行日としたいと考えてございます。

また、本年度におけます児童・生徒分の増額分に関しましては、この後第3回の市議会の定例会のほうで補正予算の公費負担ということで提案をさせていただきたいと考えてございます。また、教職員分に関しましては、本人等の実費での負担増となるものでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

改定の時期、10月1日からですけれども、教職員分は本人負担、児童・生徒分は市が負担をするんですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

児童・生徒の分につきましては本市負担で、保護者負担を増加させないということでお願いしたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員

これは令和5年度だけですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

できるものであれば令和6年度もお願いはしたいところですが、今回の市議会に提案させてもらうのは令和5年度の補正ということで考えてございます。

○櫻井繁行委員

これは単純に1食当たり物価高騰によって30円ずつ上がっているというような感覚だと思うので、その児童・生徒の1日当たり30円上がる分を、まずは令和5年度は公費で負担、補正を組む、教職員は実費負担という解釈ですよ。

○学校教育課長（仲澤勤君）

委員のおっしゃるとおりです。

○櫻井繁行委員

分かりました。

あと、もう一点、この改定後、年間197回で、改定前よりも7日分増えているというのは、何か2学期制度導入プラス4日を含むというふうにあるんですけれども、この7日増える要因というのは説明できますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

これまで3学期制全校でやっていたわけなんです、3学期制というのは、始業式、終業式が合わせて6回あると、そこで給食提供しないという形でいました。今年度から2学期制が導入されたことに伴いまして、学期の末というのが10月のスポーツの日を境として前期・後期と分けるというふうに規定してございます。その関係で、当然学期の途中は全て給食があるわけで、今度前期と後期の境目がいわゆる平日なものですから、そこについても同等の給食を提供すると思ったときに、給食を止める日が初めて最後の2日間になってしまいます。去年だと6回あったわけですが、そういった関係で4回増えると。あとは曜日の関係とか、その学校行事の関係を勘案して、実際にカウントした数字がこの回数となります。

○櫻井繁行委員

最後に、物価が上昇して、もちろん給食費が上がるというのは仕方がないし、今年は補正予算を組ん

で公費を投入するということだけでも、これ給食費は、今、公営企業会計になっているよね。だから、やっぱりその払っていないお子さんというか、そういったところの徴収をさらに努めなきゃいけないというふうに思うけれども、結局は原資があって、そこから子どもたちには分配になるわけだと思うので、きれいに1人4,800円、5,300円頂ければいいんですけれども、最後にその給食費の徴収状況とか、今後どういうふうに捉えているかとか、その辺だけ確認させてもらって落としたいと思います。

○学校教育課長（仲澤勤君）

学校給食徴収状況でございますが、令和4年度の数字でございます。徴収率が99.11%でございます。調定額1億4712万8040円に対しまして、5月31日の出納整理期間日におきまして徴収額が1億4582万3590円になります。滞納額が130万4450円ということで、徴収率99.11%でございます。これにつきましては、前年度滞納分等整理ということで、今年度その徴収をするということでございます。

また、昨年度はほぼ同額99.19%、令和3年度の徴収率ですが、108万円ほど未納があったわけですが、これにつきましても、現在80万余りはもう徴収済みで、残り20万程度、再度徴収は続けてまいります。鋭意努力していきたいと思っております。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

それでは、次に（4）（仮）通学用自転車レンタル事業についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課長より説明をさせていただきます。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、（4）（仮）通学用自転車レンタル事業についてご説明いたします。

まず、1の目的でございます。

こちらが市立の中学校及び義務教育学校の後期課程に進学または進級するに当たりまして、自転車で通学する生徒の保護者負担の軽減を図るというものでございます。

また、対象者は、市内中学校及び義務教育の後期課程の自転車で通学する者で、かつバス通学に登録がない者となります。令和6年度、来年度の進級・進学者の、7年生になります。また、令和6年度の8年生、9年生におきましても、今年度自転車の補助を受けていない者に対しても適用したいと考えてございます。

賃借の期間ということで、実質の期間は令和6年3月1日から令和12年3月31日までの73か月、6年と1か月でございますが、これが全体の事業計画でございます。これというのは、現在当時は中学校は3年間で終わってしまうわけですが、自転車というのはある程度耐久性もあるということの中で、それを生かしまして2回のローテーションで回すと、当然借りるのが安くなるとして、こういったことも加味しまして事業を計画してございます。

また、導入台数につきましては、令和6年の新入生等の人数から勘案しまして、現在のところ170台と見込んでございます。今後、実際には保護者等に利用者等の希望調査、こちらを行いまして台数のほうは確定していきたいと考えているものでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件についてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

これは令和6年度の当初予算のほうに組み込まれる予定ですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

ただいま3番のところで、賃借期間が令和6年3月1日からということで申し上げましたが、その3月1日から3月31日までが令和5年度会計でございますので、その1カ月分については、今回の第3回の定例会で提案をさせていただきたいということです。それというのは、通常であれば、学年というのは4月から新学年になって、そこから授業開始すべきと考えるのも一つあるかと思いますが、実際には学校というか、自転車通学者の利用状況というか練習などを勘案したときに、もう3月中には実際に学校に乗って行って通学の練習をしているというようなことを聞いておりますので、1か月前倒しで借りて貸し出すことで、そのことにも対応できるということを考えまして一月分を、今年度は提案をさせていただくものでございます。

○櫻井繁行委員

これ予算的には概算どのぐらいになりますか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

現在考えてございます金額につきましては、月額のリース料が1台当たり1,500円と消費税で、1,650円程度、こちらについてはメンテナンス等、3年間で更新後、次の代に移りますので、その際に安全品ということでタイヤやブレーキ等は新品に替えると、こういったものを配慮しまして、そこを含めた金額でございます。これを単純に年間で計算しますと、1,650円の170台を12か月で336万6000円程度が年間の見込みとなります。

また、当然1年目は一学年なのですが、これ2年後、3年後と続きますので、そのことで最大3倍となりますので1009万8000円、こちらが今見込んでいる金額でございます。

○櫻井繁行委員

それは収入でしょう、支出。だって、市が自転車を購入するわけじゃないんですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

市がリース会社から借り受けたものを、それをまたお貸しするというような形の事業計画です。

○櫻井繁行委員

市の持出しは一切ないの、それを聞いているんですけども。

○学校教育課長（仲澤勤君）

市がリース業者から借り受けて、それを無償で貸借するというので、その借りる分に関して市が…

…

○櫻井繁行委員

ちょっと暫時休憩で。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時28分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時35分]

説明を求めます。

○学校教育課長（仲澤勤君）

この通学用自転車のレンタル事業でございますが、仮称でございますが、こちらにつきましては、次年度からということで、今年実施しました自転車の購入補助の制度は廃止をするという方向で考えてございます。

また、仕様等まだまだちょっと詳細に詰まっていない部分もございますので、その辺を精査しまして、この資料作成には当たりたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

すみません、追加で、無償で貸し出すという内容でございます。

○櫻井繁行委員

そういったところも、事業名からしても分かりやすく少ししていただくと、また委託事業という何となく無償提供とは読み取れないので、そういったところも資料を含めてしっかり丁寧につくっていただきたいと思います。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 2時36分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時42分]

○櫻井繁行委員

仮称なのでしょうけれども、通学用自転車レンタル事業、暫時休憩の中でもお話があったけれども、新1年生の対応、そして新しい7年生、これから入ってくる7年生の対応、そしてこれから8年生とそして9年生への対応、確かに自転車の購入補助金を使っていないという8年生、9年生にも対応したいというお話であったけれども、それをしっかり根拠と捉えて、この導入車両台数の170台のやっぱりエビデンスが必要だと思います。そういったものをしっかり数字で捉えて、また対象者をどういうふうにしていくのか、もっと言えば、自転車購入補助金はどのようにして廃止をするのか、何が問題だったのか、どうしてこっちのレンタル事業のほうにかじ取りを変えていくのか、そういったところも含めてしっかり提案できるようにしていただきたいと思います。今日の資料からでは、何もそういったことは読み込めません。

○学校教育課長（仲澤勤君）

今委員がおっしゃられたとおり、ちょっと内容を精査して、まだまだ詰まっていない部分もございますので、精査して報告できるようにしたいと思います。よろしく願いします。

○設楽健夫副委員長

先ほどあったヘルメットも同様にきちっと整理してください、ヘルメットはどうするのか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

ヘルメットの補助に関しては、来年度も同じ形です。それは進めたいとは考えています。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ご質問等なきようですので、これで本件を終結いたします。

次に、（5）下稲吉中学校屋内運動場新築工事進捗状況についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、5番、下稲吉中学校屋内運動場新築工事の進捗状況についてご説明いたします。

1の現在の進捗状況でございます。

令和4年12月12日に、今回の工事に伴い支障物件となって取り壊しておりました駐輪場、屋外の倉庫、少量危険物の倉庫の改築が完了、また本年4月13日と4月19日には、建築確認の中間検査の実施を経まして、鉄骨の建方に取りかかり、次ページにございます写真のように進んでいる状況でございます。これは屋根がまだ葺き上がっていない状況でございますが、現在は屋根も葺き上がりまして、実際の工事進捗率が工事費ベースで53.2%でございます。

また、今後のスケジュールに関しまして、建築工事では壁や天井材の仕上げ、建具、内装を11月末をめどに進め、舗装やフェンスなどの外構工事、こちらも11月から取りかかりまして、12月中旬をめどに進めてまいります。その後、完了検査を経まして、年度内の完了ということで進めてまいりたいと考えてございます。

また、3番の工事の変更の内容でございますが、建築工事では工事の中で変更になっているものが、地盤の改良工事や外構の工事、こちらがあります。今後の変更見込額が4000万円程度見込まれてございます。また、機械設備の工事では、契約済みの空調設備の部分が2453万円ありますが、そのほかに消火設備ということで、消火用のポンプの圧が足りていないというような指摘を受けましたので、その改修を改めて追加させていただくということで、これらの金額を足して6800万円トータルでございますが、この変更が今後発生する見込みとなっております。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なきようですので、本件を終結いたします。

ここで説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 2時48分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時51分]

次に、(6) 勤労青少年ホーム及び稲吉児童館の閉館についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民部長（根本和幸君）

市民課、小山課長のほうからご説明申し上げます。

○市民課長（小山久生君）

それでは、市民部市民課所管の勤労青少年ホーム及び保健福祉部子育て支援課所管の稲吉児童館の閉館についてご説明いたします。

これまでの経過でございますが、勤労青少年ホームにつきましては、令和2年6月に供用開始しましたウエルネスプラザに全面的に機能移転しております。また5年以内の廃止がウエルネスプラザ整備費に充てた起債の要件とされているのを踏まえまして、令和5年度末をもって閉館し、令和6年度末までに解体する方向で進めてまいります。

また、老朽化が進んでおります稲吉児童館につきましても、市の公共施設等マネジメント計画（実行計画）に基づきまして、児童館機能を大塚児童館に集約した上で、施設閉館の方向で進めております。

稲吉児童館と勤労青少年ホームは隣接しておりますことから、解体時期を合わせるによりまして財政面や騒音などの環境対策の面でも合理的であると考えまして、令和5年度末をもって閉館しまして、令和6年度末までに解体する方向で進めてまいります。

なお、両施設の解体工事等は市民課で一本化して、対応してまいります。

今後の予定でございますが、令和5年10月、市民課と子育て支援課による合同説明会を予定しております。また、同年12月、第4回定例会に設計委託費の補正予算を計上する予定でございます。令和6年1月に設計業務の契約を行う予定でありまして、想定工期は4か月程度を見込んでございます。なお、令和6年3月末をもちまして両施設の閉館を予定しております。また、令和6年6月には、第2回の定例会におきまして解体工事費の補正予算を要求させていただき予定でございます。その後7月に解体工事の契約を結ばせていただきまして、想定工期6か月程度ということで、令和7年1月に竣工予定を考えてございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

これは勤労青少年ホームと児童館の解体、これの交付金措置はどういうふうになっていますか。

○市民課長（小山久生君）

交付金措置に関しましては、起債のほうで行うことになろうと考えております。

○設楽健夫副委員長

両方。

○市民課長（小山久生君）

勤労青少年ホームと稲吉児童館の解体費に要する除却債になるかと思えます。

○設楽健夫副委員長

そういうことですね。それまだ予算計上されていませんけれども、その交付金が大体どのぐらいまで想定されて、何を使っていくのか。今、除却債という話をしましたけれども、その辺も分かる範囲で示しておいていただきたいなど。

○市民課長（小山久生君）

分かりました。

解体設計費につきましては、12月に補正予算を計上させていただき予定でございますので、その際に説明をさせていただきます。

○設楽健夫副委員長

大体の概略とかそういうものもまだできていませんか。

○市民課長（小山久生君）

現在、補正予算の設計委託費を計上するに当たりまして、見積りを設計業者様から取り寄せている最中でありまして、まだ出そろってございません。

○櫻井繁行委員

以前もここ一般質問して、児童館の運営のところでもちょっと触れたときにも、解体の計画というのはあったと思いますが、今後、かすみがうら市に今まで新治児童館と稲吉児童館と大塚児童館の3か所だったと思うんですが、それが2つ変更になって、その後、稲吉児童館に代わる代替案みたいなものや、何か計画があるのであれば教えていただきたいと思えます。

○子育て支援課長（関克明君）

稲吉児童館は閉館となるわけですが、事業につきましては、大塚児童館のほうに集約をするというよう形になってございまして、なおかつ稲吉児童館の今行っている事業につきましては、なるべく継続して行っていくというようなことで、大塚児童館の施設の部屋ですとかそういうものを使いながら、あとは各コミュニティセンター、隣接しているコミュニティセンター、例えばやまゆり館ですとか、働く女性の家ですとか、ウエルネスプラザの施設を借りながら継続していくというようなことになってございます。

○櫻井繁行委員

一本化するという流れだったので、現状はそうだろうとは思ったんですけれども、単純に市内に児童館が3つあったものが2つに減って、それは老朽化に伴うものなので致し方ないところだと思いますが、今後、例えば児童館が1つ増えるという計画はまだなくて、単純に3が2に減って集約して児童館運営は市として行っていくという考え方でよろしいですか。

○子育て支援課長（関克明君）

おっしゃるとおりでございます。

○櫻井繁行委員

最後に、児童館、一定数その場所にしか行かないというか、そういう保護者の人たちもいたりとか、また市外からも来ている方もいらっしゃる、新治児童館は結構そういったところが多いというのをお聞きしたこともあったんですけれども、説明も必要ですし、市外から来客する保護者なんかもいるでしょうから、ホームページとかチラシなんかを貼るとか、そういった困難がないように進めていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（関克明君）

周知などにつきましては、今回の議会のほうにご説明させていただいた後に、先ほど市民課長からもありましたけれども、今後説明会を実施することになっております。それに向けまして、市民課と一緒に説明会をやるに当たって、ホームページですとか広報紙などを利用しながら周知などを行っていきたいと思います。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

○小倉 博委員

解体後の想定というのは何かあるんですか。

○市民課長（小山久生君）

勤労青少年ホームと稲吉児童館の解体後でございますが、更地になりました後に、当面の間は逆西第一児童公園の附属施設として、公園用地ではございませんが、主に駐車場として活用するという計画がございまして。逆西第一児童公園は、現在駐車場がございませんので、勤労青少年ホームの駐車場を借りて、同じ公共施設ですので区分けなく、公園に来たお客様も、児童館のお客様も、勤労青少年ホームのお客様も利用しているという状況でございましたが、今後解体しますと、今まで手狭だった駐車場が若干広くなるということでございまして、公園の附属施設として活用させていただくという計画であります。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

これ議題として提案するときか全員協議会に提案するとき、先ほど言った大塚児童館、やまゆり館という分散計画をさっき言っていましたよね。それもやはりきちっと書いておいて、書いて説明しないと。あと、公園の駐車場に活用するなら活用するという話を聞いておりますとかそういうのではなくて、計画書として解体後どうするのか。さっきの除却債も含めてそういう内容を全部きちっと報告をしてください。

○市民課長（小山久生君）

分かりました。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

ちょっといいですか、私。

○設楽健夫副委員長

どうぞ。

○久松公生委員長

関連になってしまいますが、先ほど子育て支援課長、関課長にあった稲吉児童館が閉館・解体は分かりました。ただ、その中には、たぶん学童保育とあって、小学生等の預かり場所としても使ったと思うんですが、その児童館は先ほど櫻井委員が言ったように、こっちに集約するという機能はあったんですが、その学童に関してはどのような方向へというのがちょっと分からなかったの、その辺をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（関克明君）

稲吉児童館の児童クラブにつきましては、今、下稲吉東小学校と調整をしております、できればその東小学校の空き教室を利用させていただきまして、稲吉児童館の児童クラブを移設させていただくというような方向で進めております。

○久松公生委員長

それはこの段階というか一緒に報告はできないのでしょうか。今の内容は、この報告とともに一緒に報告できませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

ただいまのご質問ですが、児童クラブにつきましては、教育委員会においても調整はしております、下稲吉東小学校の教室を開けていただけるということで返事はもらっております。本来ですと、こちらのほうに入ればよかったのですが、今回解体後のことということなので、こちらのほうには入れてございません。

○久松公生委員長

その辺そういった説明ができれば、解体・閉館のことですので、あれですけれども分かりました。ありがとうございます。

○設楽健夫副委員長

委員長に戻ります。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ、本件を終結いたします。

次に、それでは（７）旧霞ヶ浦保健センターの解体についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、旧霞ヶ浦保健センターの解体につきまして、経過及び今後の予定について、健康増進課、田中課長よりご説明をいたします。

○健康増進課長（田中英昭君）

それでは、旧霞ヶ浦保健センターの解体について説明いたします。

まず、これまでの経過です。

旧霞ヶ浦保健センターについては、公共施設等マネジメント計画は、体育センターの機能拡充のため、同施設との一体的な活用を調整し改修工事を行うとされており、ウエルネスプラザ整備時の地方債借入条件として、旧施設の整理・統合が必須であるため、旧霞ヶ浦保健センターをほかの用途に転用ができない場合には、令和7年5月までに解体しなければならないとされております。

このため、令和3年度にスポーツ振興課において、旧霞ヶ浦保健センターと体育センターを総合スポーツ施設としての活用について検討を進めた旧霞ヶ浦保健センター・体育センターリニューアル活用調査を実施いたしました。旧霞ヶ浦保健センター施設の大規模改修のほか、体育センターの屋根の改修及び設備機器の更新、また渡り廊下設置等を含めて総額3億3883万円と試算されましたが、費用対効果が見込めないため、これ以降の方針については保留状態となっております。

そうした中、令和4年10月に旧霞ヶ浦保健センターは解体するとの市長指示がありました。これを受け、関係課において協議した結果、公共施設等マネジメント計画は、本年度中に一部見直し、旧霞ヶ浦保健センターを解体する方向となりました。

続きまして、今後の予定です。

令和5年12月、第4回定例会にて解体の設計委託費を予算計上します。令和6年1月、設計業務を契約いたします。想定工期は4カ月程度を見込んでおります。令和6年6月に、第2回定例会において解体工事費を予算計上する予定です。そして、令和6年7月、解体工事を契約いたしまして、想定工期は6カ月程度を見込んでおります。

続いて、資料2ページ目をお願いいたします。

こちらは、検査管財課が作成したものを参考に添付いたしました。市有地と借地の状況を図示したものです。旧霞ヶ浦保健センター建物の半分と駐車場、青い部分です。こちらは市有地となっております。赤い部分、体育センター側が借地となっております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

この保健センターについては、私も何回か一般質問をしてきましたが、あそこの放課後児童クラブ、第一保育所の、そこが非常に狭い、屋根が低い。この前のコロナのときも集団感染、そういうものが起きたから、保健センターを、という話をしてきたんです。

今回の解体に当たって、この放課後児童クラブの懸案については何か議論がありましたか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

ただいまのご質問ですが、放課後児童クラブにつきましては、霞ヶ浦南小学校とあと第一保育所のほうの空き教室のほうを使わせていただいております。基本的には学校のほうの教室が空けば、そちらのほうに移したいというのは本音ですが、今のところはまだ空き教室ができないので、一時保健センターを改修するというお話がございました。ですが、そちらのほうの改修費用がございまして、この後保育所の運営計画がありますが、そちらのほうも含めまして検討しまして、現状のまま取りあえずは行っていく。学校の教室が空き次第、そちらに移設するような方向で現在考えております。

○久松公生委員長

他にご質問等ございましたら。ありませんか。

○櫻井繁行委員

これはちょっと聞きそびれていたら申し訳なかったんですけども、課長の説明の中では、解体をした後のこのA、Bの民間所有地に関しては返還の方向性なのでしょうか。また、かすみがうら市の所有地については、何か別利用か何かを考えていらっしゃるのかあれば教えていただきたいんですけども。

○久松公生委員長

他にご質問等ございましたら。ありませんか。

○櫻井繁行委員

これはちょっと聞きそびれていたら申し訳なかったんですけども、部長の説明の中では、解体をした後のこのA、Bの民間所有地に関しては返還の方向性なのでしょうか。また、かすみがうら市の所有地については、何か別利用か何かを考えていらっしゃるのかあれば教えていただきたいんですけども。

○健康増進課長（田中英昭君）

赤い部分のAにつきましては、スポーツ振興課のほうで借りている部分でございまして。従いまして、体育センターと一緒に議論されているものと考えてございまして。青い部分、市の所有地のほう、こちらは現在のほうでも、例えばあじさい館で大きな会議があった際に、あじさい館に止め切れなかった車の駐車場として活用していることがありますので、現時点では同じような使われ方をするものと考えております。

○櫻井繁行委員

黄色いところは。

○健康増進課長（田中英昭君）

黄色いところは、道を挟んだこれは砂利の部分でございまして、こちらについては体育センターと一緒に借りている部分でございまして、体育センターで大きな大会などあった際の駐車場、それから例えば第一保育所等の行事で使用されていることもあっております。

○櫻井繁行委員

それ現時点の話ですよ。解体後の話を。

○健康増進課長（田中英昭君）

解体後の話ですか。黄色い部分につきましても、先ほどの体育センターと同じように体育センターのほうで借用しておりますので、私ども保健センターのほうでは特に議論がなされているわけではございません。

○櫻井繁行委員

所管が違うというお話でしょうけれども、やはりスクラップ・アンド・ビルドでせっかく更地に戻す

のであれば、財源も限られていることだから、この所有地に関しては返還の方向を考えていくべきなのではないのかなというふうに思うので、所管が違えばそれまでですけれども、そういったところも踏み込んで、今後何でもそうですけれども、課を連携して自分事に捉えて進めてもらって、よりいい方向に進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ、本件を終結いたします。

次に、(8)です。新型コロナウイルスワクチン接種についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、現在の接種状況と9月から行われますワクチン接種について、健康増進課、田中課長よりご説明をいたします。

○健康増進課長（田中英昭君）

新型コロナウイルスワクチン接種について説明いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種の接種状況です。

表につきましては、オミクロン株対応ワクチンの8月1日現在の接種率を示しております。全体では、接種率52.7%で、うち65歳以上の高齢者の接種率は82.7%となっております。

次の表は、全ワクチンの接種回数別の内訳です。上から3番目、うち3回接種完了者の接種率は69.9%となっております。

次に、令和5年秋開始接種について説明いたします。

対象者は、初回接種が完了した生後6か月以上の全ての方、接種場所は、これまでどおり個別接種は市内医療機関、集団接種はかすみがうら市ウエルネスプラザで行います。

使用するワクチンは、個別接種がファイザー社、集団接種がモデルナ社で、どちらもオミクロンXB B対応1価ワクチンを接種いたします。

接種期間は令和5年9月20日から令和6年3月31日までです。資料には集団接種9月開始と記載されてありますが、モデルナワクチンの配送スケジュールが急遽変更になりまして、集団接種は10月開始で調整しているところです。接種券については、令和5年8月下旬に発送する予定です。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ありませんか。

○櫻井繁行委員

これは課長、接種券8月下旬とおっしゃいましたけれども、もう24日ですけれども、間に合いますか。

○健康増進課長（田中英昭君）

今日納品されまして、29日と30日に分けて発送する予定でございます。

○櫻井繁行委員

そうすると、到着するのは。

○健康増進課長（田中英昭君）

9月の頭ぐらいまでに。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○久松公生委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ、本件を終結いたします。

次に、いきます。よろしいでしょうか。

続きまして、(9)市社会福祉協議会職員の給与規程に反した事案の経過についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長(幕内浩之君)

それでは、社会福祉課、山口課長より改めてご報告をさせていただきます。

○社会福祉課長(山口浩史君)

ご苦労さまでございます。

それでは、市社会福祉協議会職員の給与規程に反しました事案の経過について説明させていただきます。

去る令和5年3月24日、令和5年5月30日に開催しました市議会全員協議会にて報告をさせていただきました件につきまして、市社会福祉協議会事務局長から当該者が市社会福祉協議会へ過支給分返還額26万6642円の納入が令和5年6月30日に完了した旨、令和5年7月3日、当職宛てに申し出がありましたことを報告させていただきます。

続きまして、1、経過概要につきましては、既に先般2回の市議会全員協議会にて説明させていただいておりますが、改めて説明させていただきます。

令和5年2月17日、市社会福祉協議会事務局総務係職員が、令和5年度の職員の人件費の精査事務を改めて実施している中で、職員の中に過去5年分遡及し、規程以上の給与を令和4年4月から受給し、給与規程に反している問題を発見しました。

市社会福祉協議会事務局総務係職員は、本事案に対し、本市から市社会福祉関係団体活動促進費補助金の交付を受け、本補助事業の一部に給与規程に反した職員の人件費が含まれているため、市社会福祉協議会事務局から当該職員当該者の過支給分人件費を精査し、返還する旨の報告がありました。

続きまして、2番、3番の当該者への過支給分の人件費及び返還額、また本補助事業の内容については、お示ししている資料の内容のとおりでございます。

続きまして、4、再発防止の対応でございますが、令和4年度市社会福祉関係団体活動促進費補助事業が完了したため、去る5月23日に両担当者及び両管理職同席の下、ヒアリングを実施し、内容としまして、市社会福祉協議会より補助事業の事業報告及び事業決算について説明を受けました。

また、令和5年度市社会福祉関係団体活動促進費補助金交付申請があり、4月19日申請時に両担当者及び両管理職同席の下、ヒアリングを実施し、内容としまして市社会福祉協議会より補助事業の事業計画及び事業予算について説明を受けました。

続きまして、2ページ目です。

5、その他としまして、市社会福祉協議会は社会福祉法人であるため、内部での再犯防止策として事

務局に監査などの実施について聴取したところ、基本は監事による定期監査年1回、例年5月中旬に実施している申し出であり、令和5年5月15日に令和4年度当会事業及び補助事業の監査を実施しており、今般の給与規程違反発覚直前の監査実施は、令和4年5月13日に令和3年度当会事業及び補助事業を実施した旨、報告を受けました。

最後に、補足としまして、記載はありませんが、市社会福祉協議会事務局に補足として確認した内容としまして、従前の給与担当者は管理職1名体制での対応という中で事案が発覚しました。この事案発覚後は、市社会福祉協議会事務局では、給与担当、係長、次長の3名体制と変更していることを確認いたしました。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

課長がおっしゃるように、再発防止策は非常に大事だと思っていて、事件性はなく、担当者1名で行っていたからケアレスミスとか人的なミスでこういった今回の事案が起きてしまったというのは、確か市長からも報告があったと思うんですけども、この4番見ていても、再発防止についてと書いてあるけれども、説明受けたと、これが再発防止の対応なのかというのはちょっと甚だ疑問で、最後に課長がおっしゃっていた管理職1名体制を3名に増やして給与をしっかりとみんなでチェックをして振り込むとか、給与だけでなく、いろんな事業に対しても今後そういうふうになっていくんでしょうけれども、何かそういったところをもっと書いていただければ、そういった質問はなくなると思うので、もちろん社会福祉課としてもしっかりと管理をされているでしょうし、今課長が何か口頭でおっしゃったようなことをもう少し入れていただいて、これも全員協議会の報告になるでしょうから、報告しないの。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員

そうなんだ。今後そういう場合は、今おっしゃってくれたようなことを入れていただいたほうがいいと思いますし、できれば全員協議会でも報告するべきだと私は思いますので、その辺は部長のほうとよく調整をしていただいて、皆さん多分気になっていることだと思うんですね、給食のパンの異物混入と、プールの件と、この職員の給与の問題と。その辺はやっぱ3大悪しき事例になっちゃっていると思うので、ぜひ全員協議会でしっかりこういうふうに担当課としてチェックをして、再発防止策にも取り組んで指導していくというようなことを全員協議会で報告、どういった場所でも構わないのでしていただきたいと思いますし、今口頭でお話ししたようなことをぜひ付け加えて言っていただけたらいいと思いますので、要望のような形になってしまいますが、よろしく願いいたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

委員おっしゃられたとおり、部長と協議しまして、第3回の定例会の全員協議会の中で報告を考えたいと思います。

○櫻井繁行委員

報告、時間なければ軽くても構わないので、ペーパーで出してもいいでしょうし、システムがあるので、できれば報告していただければと思うんですが、時間も限られているでしょうし、お願いいたします。

○久松公生委員長

ほかにご質問等はございませんか。

○設楽健夫副委員長

これ会議録にも残しておく必要があると思うんですけども、なぜ発見できたのか、そのことをちょっと説明してもらえますか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

設楽副委員長の質問に対してお答えします。

発見した内容につきまして、市社会福祉協議会事務局から聴取した、また報告した中の内容ですけども、先ほども説明したとおり、令和5年2月17日に市社会福祉協議会の総務担当職員が令和5年度の人件費の精査を実施している中で、当該者が令和5年度に再雇用を希望しているというところで、再任用職員の給与ベースになるその基本給、令和4年度の現職でいるときの基本給をベースにするところで、市社会福祉協議会の中では、再任用の職員が今回初めてなことから、当該者ではなく別の職員がその精査をしていたところ、綴ってある給与昇給の書類の中で、令和3年度と令和4年度の昇給書類の照合をした結果、相違を発見しました。先般の3月24日の全員協議会の中で説明させていただきましたが、その書類の中に55歳昇給停止と令和3年度は備考欄に記載があり、令和4年度には備考欄に記載が漏れてしまっていたのを併せて確認した状況でございます。その後、精査をしていく中で、従前報告した令和4年4月1日から20号給昇級されていることを職員が発見したという経過になります。

○設楽健夫副委員長

これは年度監査をやっていると思いますけれども、監査では指摘は受けていませんか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

市社会福祉協議会事務局に確認したところ、先ほども説明させていただきましたが、監査の中の詳細な報告になりますが、人件費の部分は市社会福祉協議会職員の一人一人の詳細までは社会福祉協議会の定期監査の中で記載欄はなく、人件費という大きなくくりでの記載の報告ということを事務局には確認しております。

○久松公生委員長

ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ、本件を終結いたします。

次に、(10)のほうに移ります。

席の交代をお願いします。

(10)市立保育所運営計画(案)についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、計画の詳細につきまして、子育て支援課、関課長よりご説明をいたします。

○子育て支援課長（関克明君）

それでは、かすみがうら市立保育所運営計画につきまして、計画の概要版がございますので、それによりましてご説明をいたします。

最初に、本計画に至る背景と目的、計画の位置づけになります。

現在、本市における保育所は、霞ヶ浦地区に市立保育所と民間保育所がそれぞれ1カ所、千代田地区には市立保育所2カ所と民間保育所3カ所の合計7カ所の保育所がございます。このほかに認定こども園が霞ヶ浦地区に2カ所、千代田地区に1カ所、地域型保育事業所が1カ所あり、市全体で11カ所の保

育施設で保護者のニーズに応じた保育サービスを提供してございます。

このような中、保育所については保育ニーズが多様化する一方で、限りある財源の中で行財政運営の効率化が求められており、今後の社会動向や年齢別の人口動態、財政計画等を総合的に検討した上で、本市の保育行政の在り方と保育施策を定め、計画的に推進することが急務となっております。

本計画は、このような背景を踏まえ、市民の皆様が安心して保育が受けられるよりよい保育環境の確保を目的として策定するものになります。

なお、本計画は、第2次かすみがうら市総合計画及びかすみがうら市公共施設等マネジメント計画（実行計画）の内容を踏まえた上で、市の将来的な保育行政の在り方をまとめたものになります。

次に、本市の保育事業の現状と対応になります。

市内の就学前児童数は1,527名おまして、このうち1,067名が市内外の保育所や認定こども園に入所しております。本市の就学前児童数は、ここ数年減少傾向にあり、今後も減少することが予想される一方で、市内の保育施設に入所する児童数はほぼ横ばいとなっております。

次に、保育所の現状と課題になります。

市立保育所については全て一般財源で賄う一方で、民間保育所における国・県の補助制度は維持・拡充されており、積極的に保育サービスを実施する民間保育所を支援するものとなっております。このような中、本市で抱える保育所課題として入所児童数の減少が挙げられ、特に市立保育所は2施設で利用定員の半数に満たない入所状況となっております。保護者が求める保育サービスの拡充を図るため、効率的な職員の配置とともに、市立保育所の民営化による合理的な保育所運営と保育所の適正配置の検討が急務となっていることから、次に7番の市立保育所民営化計画となります。

民営化を進めるに当たり、市立保育所の役割と民営化の必要性について検討しております。市立保育所では、国基準に沿って独自の職員配置を行い、保育内容の充実・拡大を行ってきたところですが、保育事業に対する国からの支援は、公立から民間事業者へと移行しております。このことから、民間保育所では、人材不足等により対応できない子どもの受入れなど、市立保育所における役割を考慮しつつ、民間事業者に任せることも有効な手段となることから、市立保育所の民営化は必要であると考えます。よって、今後、市立保育所運営方針を次のようにまとめました。

最初に、第一保育所になります。

第一保育所については、利用定員50名のところ、令和4年度入所児童は16名でした。今年度は4月に1名の入所がありましたが、卒園等もあり13名でスタートしております。途中退所もあり、現在は11名となっております。また、11名のうち8名が4歳・5歳児であり、このまま入所希望者がいなければ、令和7年度当初で入所が3名となり、集団生活など子どもにとって大事な学びの機会が失われるなど質の高い保育の確保が困難となることから、保育所としての在り方を検討した結果、民営化は図らず、令和6年度以降の受入れを制限し、令和7年3月31日をもって保育所を廃止する方針としたいと考えております。なお、既存利用児童につきましては、民間保育施設への転園までを市の責務として行っていくこととします。

廃止後の施設の跡利用については、子育て施策などに対応できる別機能への施設への転用等も含めた活用方法について検討を進めるものとします。

次に、やまゆり保育所になります。

やまゆり保育所については、利用定員130名のところ、令和4年度入所児童は88名でした。本年度の4月は74名でスタートし、現在は3名増えて77名となっております。当該保育所は県道沿いに立地し、通勤途中の市内在住者の子どもの利用もあるなど、一定の入所が見込まれる保育所であると考えておりま

す。今後は、児童数の推移や保育の需要量、正職員である保育士数の状況などを踏まえ、多様化する保育ニーズに対応するため、民営化に向けた検討を進めていきたいと考えております。

次に、わかぐり保育所になります。

わかぐり保育所については、利用定員120名のところ、令和4年度入所児童は57名でした。本年度は4月は50名でスタートし、現在は1名減って49名となっております。当該保育所については、市内のほぼ中央に位置しており、今後支援が必要な児童の受入れなど公立としての役割を担う保育所として、地域の民間保育事業者と連携をし、市内保育の資質向上を図るため、当面の間は市立保育所として運営を維持していく方針といたします。

なお、今後の保育行政を取り巻く環境に変化が見られる場合には、市立保育所としての在り方を改めて検討していくことといたします。

なお、保育所運営の効率化につきましては、市立保育所の運営経費と民間保育所、認定こども園の運営経費に対して交付した補助金等に要した経費についてまとめたものになります。民間保育所や認定こども園においては、国や県、市からの補助金が活用できることにより、様々な独自のサービス事業を展開することができますので、保育事業の効率化につながると考えております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

市立保育所の民営化を進めていくという計画だと思うんですが、この第一保育所はこんなに児童数が少ないと思っていなくて、いろんな要因があるんでしょうけれども、何か入所児童が伸び悩んでいる要因というのは担当課としてどのように捉えていますか。

○子育て支援課長（関克明君）

もともと霞ヶ浦地区の保育所の合併等があった時期もございまして、そのときには民間保育所が2施設できていますので、だんだんそちらのほうに流れていってしまったというようなことで、第一保育所については年々減少していったんであろうということ捉えております。

○櫻井繁行委員

これを総体的に考えると、一部過疎地域に指定されてとかいろんな要因があると思うんですがけれども、決してそれは市内全域において子どもの絶対数は減っているんでしょうけれども、改めてその霞ヶ浦地区において子どもが相当一部に限って減少しているというのが要因ではなくて、やはり老朽化であったり施設の問題があったりして民間保育所のほうに子どもたちが、児童が流れているというふうな認識でいいですか。

○子育て支援課長（関克明君）

櫻井委員が今おっしゃった内容の部分も含まれているかと思います。

○櫻井繁行委員

最後に、霞ヶ浦地区の民間保育園というのは、霞ヶ浦保育園と何かそのほかに2カ所とおっしゃっていましたがけれども、それはどこの保育園ですか。

○子育て支援課長（関克明君）

霞ヶ浦保育園と、あと美並未来みなみこども園と、あとくりのみ自然幼稚園の3カ所です。

○櫻井繁行委員

ちなみになんですが、この美並保育園と……

○子育て支援課長（関克明君）

美並未来。

○櫻井繁行委員

美並未来みなみ、その保育園とくりのみ自然幼稚園に限っては、要は補助金出していないからここには出てこないのですか。どういった捉え、認定こども園じゃないからということですか。

○子育て支援課長（関克明君）

美並未来みなみは認定こども園でして、くりのみ自然幼稚園も認定こども園となっておりますので、これで言いますと、認定こども園のほうで補助金ですとか負担金の部分が入っていくというようなことになります。

○櫻井繁行委員

保育所ではないという考え方、どういう捉え方をすればいいのか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

認定こども園につきましては、幼稚園の部分と保育園の部分がございます、くりのみ自然幼稚園につきましては、そもそも最初が幼稚園から始まっています。ですので、教育関係の部分がございます。そこに保育をするということで合わせましたので、認定こども園ということで認定されてこちらのほうに入っているという内容でございます。美並未来みなみこども園はそもそも保育園で始まったんですが、今度幼稚園の部分も取り入れたいということで、令和2年に幼稚園部分を入れましたので認定こども園ということになっております。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○久松公生委員長

ほかに何かご質問等ございますか。

○設楽健夫副委員長

民間の保育園と、あと市立の保育園の保護者が子ども一人あたりの支払っている保育料、これはどういうふうになっていますか。

○子育て支援課長（関克明君）

単価の基準がございますので、金額的には同じでございます。

○設楽健夫副委員長

保育料は民間も市立も同じなんですか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

保育園の部分につきましては、民間も公立につきましても、市の条例で定められておりますので、そちらの金額になります。認定こども園も別なんですが、金額的には国基準に合わせて市のほうで設定しておりますので、その金額で徴収されております。どちらも同じ金額になっております。

○設楽健夫副委員長

保育料については、民間も認定こども園も市立も全て一緒、違いは何ですか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

認定こども園と保育園の保育料の違いにつきましては、保育園のほうは市が徴収しております、全て。認定こども園につきましては自分のところで徴収しております。こちらから運営費を出す場合には、その分を差し引いて渡すような形になっております。

○設楽健夫副委員長

聞いているのは、給食だとかおやつ代だとかそういうところは全部一緒ですか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

基本的には、民間の保育園が市のほうに合わせていただいていますので、今現在は同じ金額です。ただ、くりのみ自然幼稚園さんが若干給食費が高いと聞いております。一応民間につきましては、独自の基準で定めることができますが、市内は大体ほぼ全部一緒です

○設楽健夫副委員長

その保育料、今ある認定こども園も含めて保育で運営されているわけですから、そこも含めてその保育料、あと給食費、あるいはおやつ代がどういうふうになっているのかという表を出してもらえますか。

○子育て支援課長（関克明君）

少しお時間をいただくことにはなるとは思いますけれども、作成させていただきたいと思います。

○設楽健夫副委員長

これは、この前の子ども・子育て会議の中でも発言させてもらいましたけれども、ベースになるのは子どもと家庭ですよね。土浦市は公立の保育所を存続させるという方針で動いていますよね。その理由は、と聞いたら、やはり保育所の運営条件につきまして、スタンダードの基準を市立の保育所で定めて、そして民間の保育所、その標準ベースをつくるというようなことが言われているんですね。うちの場合もうベースが全部一緒であるということで、そういう必要はないというふうに理解していいですか。

○子育て支援課長（関克明君）

今の段階では、そういうような状況でございます。

○設楽健夫副委員長

表を出していただいて見ていきますけれども、霞ヶ浦地区の第一保育所ができてくる過程、最初は公立の保育所はなかったんです。失礼、間違い。あそこの地域の統合小学校ができていく過程と大体重なってくるんですけれども、美並未来の保育所、あるいは学童保育もどういう人たちが使うかという、それはやっぱり迎えに行く父兄の距離なんです。牛渡だとか下大津は南小学校、第一保育所から離れる。今までの推移を見ると、離れているところは送り迎えが大変だからということで行かせないようにしているところもあります。だから、霞ヶ浦地区の美並未来と霞ヶ浦保育園と、くりのみと市立が3つありますけれども、それと公立の保育所とのバランスの中で住民、父兄は判断をしていくという、そういう内容があるんですね。だから、先ほど聞きましたように、民間と公立の保育所の保育条件、それがどういうふうになっているのかということちょっと見ていきたいと思っていますけれども、その一番の問題として、先ほど言った内容について表を出してもらえれば大体分かってくると思うので、そういう意味で言っていますから、よろしくをお願いします。

○久松公生委員長

今、設楽副委員長が言いましたように、その表のでき次第でいいですが、その辺はよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（関克明君）

今おっしゃられた内容につきまして中身を精査しまして、ちょっとお時間いただきますけれども、作成させていただきたいと思います。

○久松公生委員長

できたらガルーンのほうに報告よろしくお願いたします。

ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、本件を終結いたします。

続きまして、11番です。

市立保育所における不適切な事案について（報告）を議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、引き続き子育て支援課、関課長よりご報告させていただきます。

○子育て支援課長（関克明君）

かすみがうら市立保育所における不適切な事案について（報告）ということでご説明させていただきます。

前回の全員協議会と重複する部分がございますので、ご容赦願います。

まず、事案の経過につきましては、市立保育所3施設では、災害時や緊急時の保護者連絡に対応する携帯電話連絡網システムのマチコミメールの運用に加え、保護者の要望を受けて児童の活動風景、写真をマチコミメール内のタイムラインに掲載しております。

この過程の中で、昨年度、保育士等が携帯電話によりマチコミメールにおいて掲載に必要なない児童の写真を撮影及び加工するなどの行為を行い、一部の保育士等間で画像を共有するという不適切な事案が発生しました。また、事案を把握した当該保育所長による証拠隠滅等の不適切な事務処理により対応が遅れ、令和5年4月に市保育担当課において事案把握をするに至りました。

事案発生から公表までの経過を示してございます。

さらに、事案発生に至る背景につきましては、当該行為は保育業務に必要なない行為であり、事案関係職員においては、職務及び責任の理解と自覚が欠如していたことが要因と史料します。

また、児童の活動風景をマチコミメール内のタイムラインに掲載する写真についてのルールが未整備であったことも、本事案につながったものと思料いたします。

これに対しまして、再発防止につきましては、既に各保育所へは周知済みでございますが、改善に向けた取組（行動計画）ということで、本事案における背景も踏まえ、今後、不適切な保育を未然に防止するため、市立保育所の所長、主任保育士及び市保育担当課長において、安全・安心な保育を継続して実践するための体制を構築し、不適切な保育の改善及び防止に向けた6つの取組を全公立保育所で実施をいたします。

まず、職員の資質向上を目指す取組としまして、本事案については、事案関係職員が保育職員としての職務及び責任の理解と自覚が欠如していたことを踏まえ、下記の取組を実施することで、保育所職員一人一人が資質を向上させるとともに、これまでの組織風土を改善し、保育所と市保育担当課の連携が図れる風通しのよい職場環境を構築することで、保育所全体としてのさらなる資質の向上を目指したいと思います。

まず1つ目としまして、所長をはじめとする職員一人一人が事案の未報告、証拠隠滅や不適切な保育などの非違行為を排除するため、各種法令遵守の徹底はもとより、積極的に各種研修会を受講することで、子どもの最善の利益を考慮する適切な保育の意識定着及びスキルアップを図ります。また、研修等に参加した職員が当該内容等を全職員に周知・共有することで、保育の質の向上に努めてまいります。

さらには、自らの保育を振り返り、保育の改善や充実を図るため、子どもの人権擁護の視点に立ったチェックシートなどを用いて行う自己評価を年2回実施いたします。また、自己評価結果を基に保育士

同士の話し合いの場を設け、より実感の伴った振り返りを行います。

次に、保育担当課が年に複数回、直接保育所を訪問し、全職員を対象とした不適切な保育に関する聞き取り確認を行い、不適切事案の早期発見に努めてまいります。

さらに、保護者の方に対して、児童が通所する保育所に係るアンケート調査を定期的を実施し、保護者意見を取り入れながら、保育所としてさらなる質の向上を目指してまいります。

保護者または職員が不適切な保育と思われる行為を把握した際に、適切な対応が講じられるよう、相談先となる担当部署の連絡先を広く周知してまいります。

さらに、業務改善に向けた取組といたしまして、本事案は、写真撮影の取扱いに関するルールが未整備であったこと、また個人携帯電話の活用が常態化していたことを踏まえ、同様の事案を二度と発生させないために、業務改善に向けた取組を行ってまいります。

最後の業務時間における個人携帯電話に関しましては、原則携帯及び使用を禁止することとしております。園外活動のときには、携帯及び園内外での事故等による緊急使用がございますので、そのときには携帯を所持するというご事情がございます。

また、従来実施していたマチコミメール等のほか写真撮影及びデータ保存の行為については、下記の方法を徹底してまいります。

写真撮影につきましては……

[「読むだけだったら分かるからもういいよ」と呼ぶ者あり]

○子育て支援課長（関克明君）

保育所備品であるデジタルカメラを使用させていただきたいと思います。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

再発防止しっかり行っていただきたいと思うんですけども、この隠蔽をしてしまった所長と、またこういうことを起こしてしまった職員、保育士に対してというのはどういった対応が取られたんですか。

○子育て支援課長（関克明君）

まず、所長につきましては、所管は違うんですが、分限・懲戒委員会が開かれておりまして、戒告ということで公表になってございます。また、そのほかの関係する職員につきましては、公表に値する部分ではございませんので、お答えはできません。申し訳ございません。

○櫻井繁行委員

戒告というと、どういう処置になるんでしょうか。

○子育て支援課長（関克明君）

申し訳ございません。所管が総務課でございますので、内容はちょっと分かりません。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 3時58分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時59分]

ほかにご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ終結いたします。

それでは、次に、部署の移動をお願いします。

(12) かすみがうら市敬老祝い金の見直し検討についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、介護長寿課、川原場課長より詳細についてご説明をいたします。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、ご説明させていただきます。

現在、かすみがうら市のほうでは、かすみがうら市敬老祝金条例に基づきまして、77歳7,000円、88歳1万5000円、99歳2万5000円、100歳3万円の4年齢時にそれぞれ敬老祝い金のほうを給付してございます。

今回見直しの経緯としまして、祝い金の開始されました昭和54年当時の平均寿命が、男が73歳、女が78歳程度となっております。77歳の祝い金としましては長寿として十分妥当な年齢であったと考えられております。しかし、現在では、その平均寿命が男81歳、女87歳程度となっております。77歳を超えた平均寿命となっていることから、長寿の祝いとしてはそぐわない状況になっていると考えられ、また昨年度の定期監査時におきましても、団塊の世代が後期高齢者になると対象者も一層増加してくるから、支出の財源逼迫が懸念されるため、給付の検討を要すると指摘されております。それに伴って見直しの検討を行うことといたしました。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ご質問等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

これは、課長、見直しを検討すると、具体的な金額はまだこれからということですか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それで、見直しの年齢、先ほど77歳ということをお話しさせていただきましたが、1人当たり7,000円、その部分について方向性をちょっと検討しようということで、検討委員会というものを立ち上げて、それについてちょっと意見を聴取しようと思っております。それが77歳に対してなのか、もっとそれ以上なのか、それかもしくはそれが見直しを考えたほうがいいのではないかという意見を踏まえまして、また文教厚生委員会の委員に内容的なものをちょっと示させていただいてから、一応条例です。その改正に向けた方向になると思います。

金額云々というところにつきましては、今のところはっきりはしていないんですが、方向性としては77歳をちょっと考えているところでございます。

○櫻井繁行委員

検討委員会があるということなので、そちらである程度、諮問に対して答申じゃないですけども、いただいた方向性を決めて、どういった形から77歳を見直して88歳からとかそういった答えをいただいて方向性を示すという、その前の段階の報告というかお話をいただいたという認識でいいですね。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。まず、検討委員会を立ち上げるというか、検討委員会を行うに当たりまして、一応委員の皆様の下にも話してからということで、ちょっと今回説明させていただきました。

○櫻井繁行委員

ちなみに、検討委員会というのは何人ぐらいで、どういった方々で検討していくことになるのかだけ教えていただければ。すみません。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

検討委員会のほうは、定員は15人以内をもってということで要綱上はつくっているんですけども、今14名の方でやろうと思っています。内容的には、地域団体の長であるとか福祉団体の長、あとは老人クラブとかそういう高齢者団体とかということで、そういう方でちょっと協力していただいております。

○櫻井繁行委員

分かりました。よろしくお願いします。

○久松公生委員長

ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ、本件を終結いたします。

これで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 4時05分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時06分]

次に、(13) 福祉館運営協議会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、委嘱した日から令和7年6月30日までとなっております。

それでは、かすみがうら市福祉館運営協議会委員2名の推薦をお願いいたします。

前委員につきましては、委員長としての私と服部委員が推薦されておりました。

暫時休憩します。 [午後 4時06分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時06分]

ここでどなたか意見等ございますでしょうか。

○小倉博委員

現在、久松委員と服部委員をお願いしているわけですが、差し支えなければ再任ということでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

今、小倉委員の意見につきまして異議なしでありますので、ご異議なしと認め、かすみがうら市福祉館運営協議会委員に服部委員と私、久松委員を推薦することで議長に報告いたします。

それでは、次に(14) 学区審議会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、令和5年11月1日から令和7年10月31日までとなっております。

それでは、かすみがうら市学区審議会委員の1名の推薦をお願いいたします。

前委員につきましては、委員長としての私、久松が推薦されておりました。

暫時休憩します。 [午後 4時08分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時08分]

ここでどなたかご推挙をいただけますでしょうか。

○小倉博委員

引き続き委員長に再任ということでお願いしたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

今、異議なしの声がありましたので、それでは、かすみがうら市学区審議会委員に久松委員を推薦することで議長に報告いたします。

以上で本日の委員会の協議事項は終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、最後に委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたく存じ上げますが、ご異議ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、意義もないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、引き続き本日の委員会解散後に、屋内運動場新築の現場を見学することになっています。見学終了後、現地解散となりますので、各自で下稲吉中学校への移動をお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

散 会 午後 4時09分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生